

利益相反管理方針の概要

日の出証券株式会社

平成 21 年 6 月 1 日

1. 目的

日の出証券株式会社(以下「当社」といいます。)は、金融商品取引法および金融商品取引業等に関する内閣府令の規定に基づき、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を特定および類型化し、利益相反の発生を管理・防止するための管理体制を以下のとおり構築します。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

当社は、対象取引を以下の通り特定・類型化します。

- ① 有価証券に係るお客様の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合
- ② お客様から売買注文を受けた有価証券等について、自己勘定取引、引受けへの参加又は受託者・運用者等を通じ、何らかの関与をしている場合
- ③ 自社発行の有価証券又は自己勘定において保有する有価証券を、お客様に推奨・販売する場合又は自己が運用を受託しているお客様資産に組入れる場合
- ④ 利害関係者が発行又は組成する有価証券を、お客様に推奨・販売する場合又は自己が運用を受託しているお客様資産に組入れる場合 更に、これらについて自己がバック・ファイナンス(自己資金の貸付)を行っている場合
- ⑤ 他社の役員その他会社の経営方針の決定に重要な影響を与えることのできる地位にある従業員を擁している時に、当該会社の発行する有価証券に係る取引を行う場合
- ⑥ 証券会社等の従業員が、お客様の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興(非金銭的なものも含む)の供給を受ける場合

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社および大和証券グループ各社の内、金融商品取引法上の親金融機関等に該当する会社です。

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反となる取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により、又は組み合わせることにより利益相反が発生しないよう管理を行います。

- 対象取引又は当該お客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は当該お客様との取引を中止する方法
- 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し、ご同意いただく方法(ただし、当社又は当社の親金融機関等が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)
- 情報共有者を監視する方法

5. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理を行う為、利益相反管理統括者を設置し、対象取引の管理を上記4.の方法に基づき行います。

以上